

監査人による財務情報の
目的適合性への関与の類型化

福 川 裕 徳

Abstract

The purpose of this paper is to present a framework for examining the quality of financial statements assured by auditing in terms of two qualitative characteristics of financial information that are defined in the conceptual frameworks for financial reporting – relevance and reliability – and to classify the way in which auditors are engaged in the judgments on relevance of financial information based on the phases in which the judgments are required and their nature. The classification of auditors' judgments on relevance of financial information presented in this paper is useful for appropriately understanding auditors' judgments the rationale for which has not been properly explained in prior research regarding the role of financial statement audits and the relationship between “fair presentation” or “a true and fair view” and compliance with accounting standards.

Key words: Quality of financial statements assured by auditing, Assurance of relevance of financial information, Auditors' judgments on relevance of financial information

1. はじめに

職業専門家たる監査人によって行われる財務諸表監査は、監査を実施した結果表明される「財務諸表は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める」旨の監査意見を通じて、財務諸表の質についての保証を提供する。一方、財務諸表監査によって保証される財務諸表の質とはどのようなものであるのかという点について十分に確立された見解は存在していないように思われる。

アメリカおよびイギリスにおいて公表されている概念フレームワークにおいては、財務情報が有すべき主要な特質として、目的適合性と信頼性が挙げ

られている (FASB, 1980, paras.42-90 ; ASB, 1999, Ch.3)。わが国において、企業会計基準委員会が公表した討議資料「財務会計の概念フレームワーク」でも、投資意思決定有用性を支える特性として、意思決定との関連性 (relevance to decisions) と信頼性が挙げられている¹。概念フレームワークにおいて、財務情報が有することを要求されているこれらの特質と、財務諸表監査によって保証される財務諸表の質とはどのような関係にあるのであろうか。

一般に、財務諸表監査は、財務諸表の信頼性を保証するといわれる。しかしながら、財務諸表監査が保証する財務諸表の信頼性は、概念フレームワークにおいて定義されている財務情報の信頼性と必ずしも同一ではない。たとえば、福川 (2002) は、既存の諸文献を検討した結果、財務諸表監査が保証する財務諸表の信頼性は、概念フレームワークにおける信頼性を含みながらも、それよりも広い内容をもつものであることを指摘している。

しかしながら、従来、財務諸表監査を概念フレームワークに挙げられている目的適合性と信頼性という2つの特質のうちの信頼性のみと結びつけ、目的適合性とは切り離すという考え方が一般的に採られてきた。たとえば、FASB は、「財務諸表は、しばしばその信頼性に対する信頼を高めるために独立の監査人によって監査される」(FASB, 1978, para.8) と述べている。また AICPA は、「伝統的な監査および証明業務は主として信頼性の評価を通じて情報の質を改善することに焦点が当てられてきた。対照的に目的適合性に関する問題は制度レベルで扱われてきた」(AICPA, 1996) という見解を示している。また、監査研究者のなかでも、こうした考え方が広く採用されているように思われる²。

1 討議資料「財務会計の概念フレームワーク」では、意思決定との関連性、信頼性と並んで、「ある会計情報が、会計基準全体を支える基本的な考え方と矛盾しないルールに基づいて生み出されていること」を意味する内的な整合性も意思決定有用性を支える特性として挙げられているが、本論文の議論には直接に関係しないため、ここでは取り上げていない。

2 たとえば、鳥羽 (1998) を参照。

その一方で、財務諸表監査は、財務情報の信頼性だけではなく目的適合性の保証にも関与している（すべきである）とする見解も見られる。たとえば、高田（1980）は、財務諸表監査において、財務諸表利用者たる投資家の意思決定に影響する要因に着目する必要性を指摘し、監査における適正性判断は投資家にとっての有用性の観点から行われるべきであるとしている。また、Lee（1993）は、財務諸表の会計的内容に、目的適合性と信頼性がなければ、財務諸表が真実かつ公正な概観を示しているとはいえないとしている³。さらに、内藤（2001, 2005）は、財務諸表監査の役割には、財務諸表の特質としての信頼性だけではなく、目的適合性をも含んだ財務諸表の投資意思決定有用性の観点からの監査判断も含まれるべきであると主張している。

福川（2004）では、財務諸表監査によって保証される財務諸表の質に、信頼性だけではなく目的適合性をも含めて考えることの合理性を議論するとともに、その実施に当たっての問題点を指摘している。本論文は、福川（2004）の議論を前提としながら、財務諸表監査は財務諸表の信頼性だけではなく目的適合性の保証も行っているとの立場から、監査人の目的適合性の保証への関与のあり方を類型化することを目的としている。

まずはじめに、財務諸表監査によって保証される財務諸表の質には目的適合性も含まれると考えることの正当性を論じるとともに、目的適合性の保証と信頼性の保証それぞれの意義を明らかにする。その後、目的適合性の保証に焦点を絞って、目的適合性の保証への監査人の関与の類型化を試みる。

3 イギリスにおいては、監査人は、財務諸表が真実かつ公正な概観を示しているかどうかについての意見を監査報告書において表明することが求められている（1985年会社法第235条）。

2. 財務諸表監査の役割に目的適合性の保証を含めて考えることの正当性

まずはじめに、ここでは、財務諸表監査の役割を、財務諸表の信頼性だけではなく目的適合性をも含めた観点から捉えなおすことの正当性を議論する⁴。ここで重要なことは、本論文の目的は、財務諸表監査の役割に目的適合性の保証を含めることによって、財務諸表監査が新たな役割を担うよう求めることではなく、現在行われている財務諸表監査が果たしている役割を財務諸表の信頼性と目的適合性の保証という観点から整理することである。福川（2002）が指摘するように、財務諸表の特質としての信頼性（会計における信頼性）は、一般に財務諸表監査が保証するとされてきた信頼性（監査における信頼性）とはその意味内容が異なっている。本論文は、財務諸表の特質としての目的適合性と信頼性の観点から、監査によって保証される財務諸表の質を明らかにしようとするものであると言い換えることができる。

もちろん、監査における財務諸表の信頼性の意味を、会計における信頼性とは切り離して、監査独自の立場から規定するということは可能である。たとえば、内藤（2001, 2005）はこの立場を採り、財務諸表監査が保証する信頼性を、財務諸表の特質としての信頼性と目的適合性を含んだ財務諸表の有用性として捉えることの必要性を指摘している。本論文がこの立場を採らないのは、監査における信頼性を、財務諸表の特質としての信頼性とは別に、監査独自の立場から規定することは、同じ学問領域（広い意味での会計学）において同一の用語が異なる意味をもつことによって無用の混乱を生ぜしめる虞があると考えからである。

前述したように、アメリカにおいては、財務諸表監査の役割を財務諸表の信頼性のみと関連づけ、目的適合性とは切り離すという考え方が一般的に採

4 財務諸表監査が保証する財務諸表の質に目的適合性も含めて考えることの正当性についてのここでの議論は、福川（2004）に基づいている。併せて参照されたい。

られてきた。しかしながら、この考え方がすべての国において、あるいは国際的に採用されているわけではない。

たとえば、イギリスでは、監査人は、財務諸表が真実かつ公正な概観を示しているかどうかについての意見を監査報告書において表明しなければならないが（1985年会社法第235条）、イギリスの概念フレームワークでは、この真実かつ公正な概観は、財務諸表の特質としての目的適合性および信頼性と関連づけながら説明されている。すなわち、「このステートメントは、（中略）真実かつ公正な概観の概念をその基礎に有している。財務情報の質の主要な指標として目的適合性と信頼性を強調しているのは、このことの一例である」（ASB, 1999, para.13）としている。また、真実かつ公正な概観を財務諸表の特質としての目的適合性と信頼性とに関連づける考え方は、この概念フレームワークの公開草案の段階ではより明確に述べられており、そこでは、「主要な特質の適用（目的適合性と信頼性－福川）（中略）は、すべての正常な状況において、一般に真実かつ公正な概観と理解されているものを伝達する財務諸表をもたらす」（ASB, 1991, para.43）とされていた。

また、国際会計基準委員会が公表している概念フレームワークでもまったく同様の見解が示されている。すなわち、財務諸表が提供する情報の投資意思決定有用性を担保するための主要な特質のなかで目的適合性および信頼性を挙げるとともに、「主要な特質を適用し、また適切な会計基準を適用することによって、通常、真実かつ公正な概観または適正な表示がなされていると一般に理解される情報を伝える財務諸表となる」（IASB, 1989, para.46）と説明している。

このことは、真実かつ公正な概観を示している財務諸表あるいは適正な表示がなされている財務諸表は、目的適合性と信頼性という2つの特質をともに有していることを意味しており、財務諸表が真実かつ公正な概観を示しているかどうか、あるいは適正な表示がなされているかどうかについての意見表明を行う監査人の立場からすると、財務諸表が信頼性だけではなく目的適

合性も有しているかどうかを確かめることが求められていることを意味している。

さらに、近年、アメリカを中心として重要性を増しつつある公認会計士の保証業務（assurance services）を巡る議論のなかでは、情報の目的適合性の強化に関する公認会計士の役割が認識されている（AICPA, 1996）。財務諸表監査が保証業務の中核として位置づけられていることに鑑みると、監査人による情報の目的適合性の保証が何を意味し、どのような監査判断が求められる、その保証に当たってどのような実務的問題が生じ得るのかといった諸問題を財務諸表監査の枠内で検討し、明確にすることは極めて重要な今日的課題といえる。

それでは、財務諸表監査の役割に、財務諸表の特質としての信頼性の保証だけでなく目的適合性の保証も含めた場合に、それぞれの保証とは何を意味するのであろうか。次にこの問題について検討する。

3. 財務諸表監査による目的適合性の保証および信頼性の保証の意味

財務諸表監査を実施するプロセスにおいて、監査人は、「財務諸表は、財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況を適正に表示している」あるいは「財務諸表は、財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況の真実かつ公正な概観を示している」という命題を、監査人が最終的に心証を形成すべきところの基本命題として認識する。この基本命題は直接的な立証が不可能であるため、監査人は、これを直接に立証可能な諸命題に翻訳し、その立証を通じて最終的に基本命題についての心証を形成する⁵。

財務諸表監査が保証する財務諸表の質には、その信頼性ととともに目的適合

5 基本命題の意義、翻訳および立証プロセスについての詳細については、鳥羽（2000）を参照されたい。

性が含まれると考える本論文の立場からこの基本命題を翻訳すると、「財務諸表は、(社会的あるいは制度的に) 要求される水準の目的適合性を有している」という命題(目的適合性命題)と「財務諸表は、(社会的あるいは制度的に) 要求される水準の信頼性を有している」という命題(信頼性命題)の2つの命題を設定することが必要である。

この2つの命題が具体的に何を意味し、どのような関係にあるのかを検討するに当たっては、本論文と同様の立場を採り、財務諸表監査によって保証される財務諸表の質に信頼性ととも目的適合性を含めて議論を展開しているLee (1993) の見解を採用する。

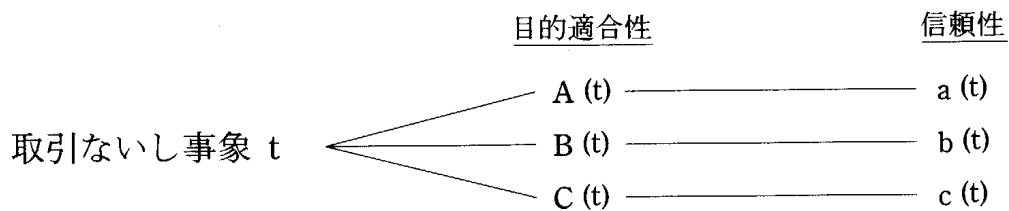
Lee (1993, pp.138-139) は、企業の事業活動を構成する特定の経験的事象の状態と結果の抽象を構築し表示することを目的とする情報システムが財務報告であるとし、財務諸表監査の2つの役割を財務諸表の目的適合性と信頼性とにかかわらしめて説明している。まず第1は、会計プロセスによって認識された企業活動の側面(属性)が、財務諸表利用者にとって目的適合的であるかどうかを検証することである。これには、情報利用者にとって潜在的に目的適合的である企業活動の側面が会計プロセスによって認識されないままになっていないかどうかの検証も含まれる。第2は、会計プロセスによって認識された企業活動の側面が、不適切な経済的行動を導かないような方法で信頼できるように計算され表示されているかどうかを検証することである。この財務諸表監査の2つの役割のうち、第1の役割が目的適合性の保証であり、第2の役割が信頼性の保証である。

すなわち、目的適合性の保証とは、会計プロセスによって企業活動のどの側面を認識し、またどの側面を認識しないのかという問題に関係しており⁶、他方、信頼性の保証とは、認識された企業活動の側面を、会計プロセスを通じてどのように測定し、表示するのかという問題に関係している。

6 この点について、イギリスの概念フレームワークでは、「目的適合性は、財務報告プロセスのすべての段階において選択規準(selection criterion)として用いられる一般的特質である。」(ASB, 1999, para.3.1)と述べられている。

より具体的に説明すると、たとえば、ある取引ないし事象 t が生起したとする⁷。この場合、 t に関して採用し得る属性として $A(t)$, $B(t)$, $C(t)$, \dots が存在している。これらの属性のそれぞれについて、信頼し得る測定値 $a(t)$, $b(t)$, $c(t)$, \dots が存在している。この関係を図示すると次のとおりである。

図1 取引ないし事象についての目的適合性と信頼性



7 目的適合性および信頼性それぞれの保証の具体的内容に関するここからの議論は、Hatherly (1982) からヒントを得ている。

Hatherly (1982) は、財務諸表の質として目的適合性と信頼性を識別し、それらの質を互いに独立なものとして捉えている。さらに、ここでは信頼性は測定にかかる問題とされている。そして、財務諸表の質を Q 、測定問題の結果として財務諸表に付随する不確実性を U 、目的適合性の測定を R とし、たとえば、低い Q の値は高い U の値か低い R の値と関係していると説明している。これをいくつかの具体的な会計基準に適用した後、監査人が一組の財務諸表についての意見を形成し伝達するアプローチが4つあり得ることを、次の図を示しながら説明している。

	Qを評価	QとRを個々に評価
全般的基準値に対して評価	A	C
個別的基準値に対して評価	B	D

出所：Hatherly (1982, p.139)

そして、これら4つのアプローチのうち、会計基準が想定しているのは B であるのに対して、監査基準が求めているのは C であり得ることを示している。そして、ここに会計基準と監査基準が首尾一貫しない原因があると結論づけている。

目的適合性についての判断とは、 t に対して $A(t)$ 、 $B(t)$ 、 $C(t)$ 、 \dots のうち、いずれを採用することが財務諸表利用者の情報ニーズに合致するののかという判断であり、他方、信頼性の判断とは、採用された属性についての測定値がその属性を忠実に表示したものになっているかどうかの判断である。

ただし、監査人による財務諸表の目的適合性と信頼性への関与のあり方は、監査対象によって様ではない。すなわち、財務諸表監査によって保証される財務諸表の質に目的適合性を含めたとしても、その保証が常に監査人によって意識され、明示的に行われるわけではない。ある場合には、財務諸表の目的適合性の保証は、監査人によってまったく無意識のうちに行われる。すなわち、財務諸表の目的適合性の保証はその信頼性の保証のなかに埋没する。また、ある場合には、監査人は、財務諸表利用者にとっての意思決定有用性を意識し、企業活動のいかなる側面を認識すべきなのかを明示的に判断することが求められる。以下では、特に財務諸表の目的適合性の保証に焦点を当てて、監査人による財務諸表の目的適合性の保証のあり方を類型化する。

4. 財務諸表の目的適合性の保証への関与の類型化

以上において、財務諸表監査において保証される財務諸表の質には信頼性だけでなく目的適合性も含まれるとする本論文の考え方を示し、そうした考え方を採ることの正当性を論ずるとともに、その場合の目的適合性の保証および信頼性の保証の意味を明らかにした。

次にここでは、財務諸表の目的適合性の保証に対する監査人の関与のあり方の類型化を試みる。前述したように、監査人による財務諸表の目的適合性の保証への関与のあり方は、監査対象によって異なっている。すなわち、すべての監査対象について、目的適合性に関する同様の監査判断が求められるわけではない。したがって、財務諸表の目的適合性の保証への監査人の関与のあり方の諸類型を示すことにより、そこで求められる監査判断の内容を明

らかにするとともに、そこに伴う問題を指摘することが必要である。

本論文で採用する、監査人による財務諸表の目的適合性の保証への関与の類型の全体像を示すと、以下のとおりである。

- I 一般に認められた会計基準の枠内での関与
 - (I-1) 目的適合性についての判断が必要とされない場合
 - (I-2) 目的適合性に関して定量的判断が必要とされる場合
 - (I-3) 目的適合性に関して定性的判断が必要とされる場合
- II 一般に認められた会計基準の適用そのものが問題となる場合における関与
 - (I-1) ゴーイング・コンサーン問題への対応が求められる場合
 - (I-2) 個別問題としての会計基準の適用（あるいは離脱）の是非が問題となる場合

まず、監査人による財務諸表の目的適合性の保証への関与のあり方は、2つに大別される。1つは、一般に認められた会計基準の体系が適用される状況のなかでの関与であり、いま1つは、一般に認められた会計基準の体系を適用すること自体が問題となる場合における関与である。

前者の場合においては、財務諸表の目的適合性の保証が監査人によって明示的に意識されることはほとんどない。なぜならば、この場合には、目的適合性の保証の問題は、監査人によって会計基準の適切な適用の問題として捉えられるからである。すなわち、企業活動のどの側面（属性）を会計プロセスによって認識するのかという目的適合性の問題は会計基準のなかで扱われることとなり、監査人はその会計基準が適切に適用されているかどうかを確かめることを通じて、会計基準が要求している財務諸表の目的適合性を評価する。「伝統的な監査および証明業務は主として信頼性の評価を通じて情報の質を改善することに焦点が当てられてきた。対照的に目的適合性に関する問題は制度レベルで扱われてきた」というAICPAの見解（AICPA, 1996）

は、一般に認められた会計基準の体系が適用される場合における財務諸表の目的適合性への監査人の関与を説明したものと理解できる。この場合の財務諸表の目的適合性への監査人の関与は、さらに、目的適合性についての判断が必要とされない場合、目的適合性に関して定量的判断が必要とされる場合、目的適合性に関して定性的判断が必要とされる場合の3つに類型化することができる。

他方、一般に認められた会計基準の適用そのものが問題となる場合においては、監査人は、財務諸表の目的適合性についての監査判断を（それを目的適合性の評価の問題として捉えるかどうかは別として）より明示的に求められることになる。この場合の財務諸表の目的適合性への監査人の関与は、さらに、ゴーイング・コンサーン問題への対応が求められる場合と、個別問題としての会計基準の適用の是非が問題となる場合とに分けることができる。

以下では、ここで示した財務諸表の目的適合性への監査人の関与の各類型について、具体例を挙げながら詳細に検討する。

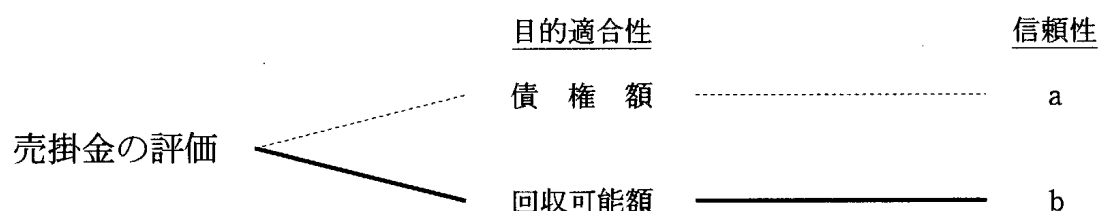
(1) 一般に認められた会計基準の枠内における財務諸表の目的適合性への監査人の関与

① 目的適合性についての判断が必要とされない場合

この場合の具体例として売掛金を挙げて説明する。売掛金を貸借対照表に計上する場合、その評価にかかる属性として採用可能なものとして、債権額としての側面と回収可能額（債権額マイナス回収不能見積額）としての側面を挙げることができる。そして、債権額として信頼性のある測定値 a と回収可能額として信頼性のある測定値 b とが存在する。この目的適合性と信頼性の関係を図示すると次のとおりである。

しかし、売掛金の評価に関して、いかなる側面を採用すべきかという目的適合性に関する判断が問題になることはない。それは、売掛金は回収可能額で評価することが目的適合的であると一般に考えられ、それについて財務諸

図2 売掛金についての目的適合性と信頼性



表利用者の合意が得られていると考えられるからである。また、回収可能額による売掛金の評価は、会計基準のなかで十分に確立された会計処理の方法と位置づけられている。この場合には、財務諸表監査の実施過程においては、売掛金の回収可能額としての側面が忠実に表現されているかどうかという信頼性についての判断のみが問題となるのである。

② 目的適合性に関して定量的判断が必要とされる場合

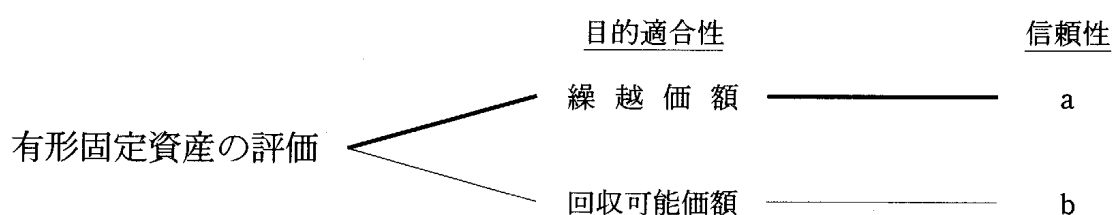
次に、目的適合性に関して定量的判断が必要とされる場合の例として、有形固定資産を取り上げる。有形固定資産は、一般に取得原価マイナス減価償却累計額で評価される。すなわち、取得原価マイナス残存価額を要償却額とし、これを耐用年数にわたって正規の減価償却の手続によって費用化するのである。

しかしながら、有形固定資産はいかなる場合においても取得原価マイナス減価償却累計額で評価されるのかといえ、そうではない。ある条件をみたした場合、有形固定資産の評価について、取得原価マイナス減価償却累計額以外の側面が採用されることになる。減損会計の適用がそれである。

わが国の会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準」）では、固定資産から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額とを比較し、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識するとしている。また、減損損失の測定に当たっては、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額と、将来キャッシュ・フローの現在価値である使

用価値のいずれか高い方)まで減額することが要求されている。すなわち、この場合には、固定資産の評価としては、繰越価額(帳簿価額)ではなく、回収可能価額としての側面が採用されることになるのである。そして、ここでも繰越価額として信頼性のある測定値 a と回収可能額として信頼性のある測定値 b が存在する。この関係を図示すると次のとおりである。

図3 有形固定資産についての目的適合性と信頼性



このように、ある条件をみたすか否かによって目的適合的な側面が異なってくる場合においては、採用すべき目的適合的な側面がいかなるものかを監査人は判断する必要があるが、特に、その判断基準が会計基準等において明示されている場合には、監査人がこれを財務諸表の目的適合性についての判断として捉えることはなく、もっぱら会計基準の適切な適用がなされているかどうかという観点からの判断が行われる。また、この場合には、その判断が定量的なものであるため、次に取り上げるような定性的判断が求められる場合ほど問題とはならない。

もちろん、採用すべき目的適合的な側面を決定する際に、回収可能価額の見積りが必要となる。かかる会計上の見積りは経営者の主観的な判断を伴っているため、その監査に当たってはさまざまな固有の問題が生じる⁸。しかしながら、そこでの問題は、あくまでも会計上の見積りの信頼性(図表3中

8 近年新たに公表されている会計基準においては、会計上の見積りが求められるケースが増え、会計上の見積りの監査は全体のなかで大きな位置を占めるようになってきている。これに対応するため、日本公認会計士協会は監査基準委員会報告書第13号「会計上の見積りの監査」を公表し、会計上の見積りを要する事項を例示するとともに、その監査に当たっての実務上の指針を提供している。なお、会計上の見積りに対する監査手続の性格に関する議論については、たとえば、奥西(2001)を参照されたい。

の b) に関係するものであり、目的適合性についての判断を構成するものではない。

ここで挙げた有形固定資産の評価のほかにも多くの取引および事象がこの類型に含まれ得るが、この類型に関係して特に留意しなければならないのは、重要性 (materiality) である。重要性とは、たとえば、イギリスにおける概念フレームワーク (ASB, 1999) によれば、「特定の一組の財務諸表においてどのような情報が提供されるべきかの最終的なテスト」(para.3.28) であり、「財務諸表において提供されるすべての情報に要求される識閾 (threshold) という質」(para.3.29) である。また、イギリス監査基準では、重要性について「財務諸表全体の文脈における特定の事項の相対的な重要度 (significance or importance) の表現である。ある事項は、その脱漏が監査報告書の名宛人の意思決定に合理的に影響を与える場合に重要である」(SAS 220, para.3) と説明されている。さらに、IASCによる概念フレームワークでも同様に、「情報は、その脱漏または虚偽の表示が財務諸表に基づいて行われる利用者の経済的意思決定に影響を及ぼす場合に重要性を有する。(中略) 重要性は、識閾すなわち境界線 (cut-off point) を示すものである。」(IASC, 1989, para.30) とされている。

すなわち、重要性は、ある取引ないし事象が生起した場合に、それを会計上の認識の対象とするか否かの判断基準であり、本論文での文脈に即して言えば、当該取引ないし事象についての目的適合的な側面が存在しているかどうかの判断基準である。

一般的に、重要性には、量的側面と質的側面の2つがあるといわれるが、ここで関係するのは量的側面である。量的側面に限定して述べると、ある項目の重要性は、財務諸表全体の文脈および利用者にとって利用可能なその他の情報のうち財務諸表の評価に影響を与えるものの文脈で判断される (ASB, 1999, para.3.31)。この判断は、有形固定資産の評価にかかる判断と本質的には同じである。すなわち、この判断のための基準が確立されて

いれば、それほど問題とはならない。

たとえば、かつて量的重要性の具体的判断基準として日本公認会計士協会が検討したような判断指標（総資本額の年0.5％，資本金額の年4％，税引後利益の20％）といったものが存在し⁹，それについて社会的な合意が得られていけば，量的重要性についての判断はまったく問題とはならない。しかし，今日の判断基準に関しては，このような画一化された具体的基準を模索するよりもその判断に当たって留意すべき事項を示すという流れにあり¹⁰，また重要性についての判断を行う際には，その量的側面だけではなく質的側面をも検討する必要があるため，それほど単純ではない。

③ 目的適合性に関して定性的判断が必要とされる場合

もう1つの類型として，目的適合性に関して定性的判断が必要とされる場合について検討する。ここでは，まず，連結財務諸表の作成に当たっての連結の範囲（子会社の範囲）の問題を取り上げる。ここでの目的適合性に関する判断とは，ある会社を企業集団を構成するものとして子会社としての側面で認識するのか，あるいは企業集団を構成するものではないとみて子会社には含めないのかについての判断である。

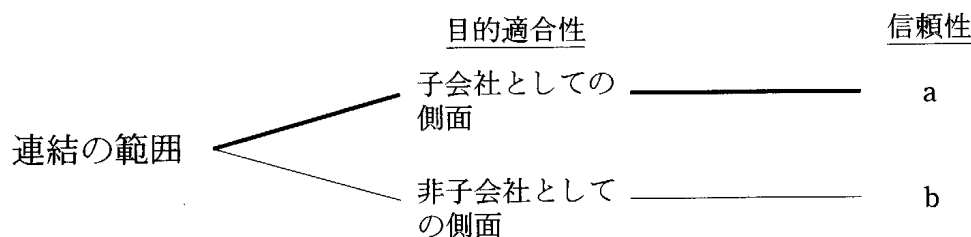
今日の「連結財務諸表原則」では，連結の範囲に含められる子会社の判定基準として，支配力基準が採られている。1997年の改訂以前の連結原則におけるように，連結の範囲について持株基準が採られている場合に求められる財務諸表の目的適合性に関する判断は，前述した定量的判断を構成する。すなわち，50％超の議決権を有しているかどうかを判断基準として，子会社としての側面を採るのか否かが判断される。一方で，子会社の判定基準として支配力基準が採られる場合には，目的適合性に関する判断はより複雑なもの

9 この点については，日本公認会計士協会（1974）の解説を参照。

10 たとえば，監査基準委員会報告書第5号「監査リスクと監査上の重要性」（日本公認会計士協会，2004，paras. 32-34）を参照されたい。また，イギリスにおいてイングランド・ウェールズ勅許会計士協会によって公表されている重要性についての解釈指針（ICAEW，1997）もこの立場をとっている。

となる。支配力基準のもとでは、ある会社の意思決定機関を支配しているか否かを実態として判断しなければならない¹¹。この判断は、究極的には、ある会社を子会社として連結の範囲に含めた（あるいは含めない）結果として作成される財務諸表において提供される情報が利用者にとって目的適合的であるかどうかに関係するものであるが、仮に、財務諸表利用者の意思決定モデルが確立されておらず、具体的な判断基準がまったく示されていない状況を考えると、こうした状況において、ある会社の意思決定機関を「実態」として支配しているかどうかを判断することが非常に困難であることは明らかである。

図4 連結の範囲についての目的適合性と信頼性



11 厳密には、ある会社の意思決定機関を「支配しているか否か」ではなく、「支配できるか否か」が問題となる。Nobes (2005) は、連結の範囲および持分法適用の範囲に関して主に持株基準を重視してきたアメリカのルール型会計基準を取り上げ、「支配」および「資産の定義」といったより適切な原則を適用することによってそれを改善できることを指摘している。

なお、現行の連結財務諸表原則では、ある会社の意思決定機関を支配している一定の事実が認められる場合として、(1)議決権を行使しない株主が存在することにより、株主総会において議決権の過半数を継続的に占めることができる場合、(2)役員、関連会社等の協力的な株主の存在により、株主総会において議決権の過半数を継続的に占めることができると認められる場合、(3)役員若しくは従業員である者又はこれらであった者が、取締役会の構成員の過半数を継続して占めている場合、(4)重要な財務及び営業の方針決定を支配する契約等が存在する場合、が挙げられている(注解5)(傍点-福川)。これらのうち、(1)から(3)には、数値基準が導入されていることに注意が必要である。すなわち、原則としての支配力基準が採用されるとともに、その適用に当たっては、数値基準に基づくより形式的な基準によって補完されていることがわかる。すなわち、McBarnet and Whelan (1991)が指摘するように、実質主義的な規制アプローチが採られる場合には、その運用に当たって、実質的な規制がより厳格なルールによって補完されるという現象が生じる。

このように目的適合性について定性的判断が求められる場合においては、前述した定量的判断が求められる場合のように会計基準等で具体的な判断基準を示しそれについての社会的合意を得るということが難しく、その意味において、この判断はこれまでに挙げた2つの類型に比べてより複雑で困難なものである。

さらに、重要性の質的側面についての判断もこの類型に入る。たとえば、イギリスにおける概念フレームワークでは、質的重要性を判断する際には、(i)当該項目を生じさせた取引その他の事象、(ii)その事象あるいは取引の合法性、感応性、正規性、潜在的帰結、(iii)関与する主体の識別、(iv)影響を受ける特定の項目名と開示、に関連した当該項目の性質を検討しなければならないと説明されている(ASB, 1999, para.3.31)。また、イングランド・ウェールズ勅許会計士協会による指針(ICAEW, 1997)では、重要性の決定要素の1つとして、状況(circumstances)が挙げられている。これについては、「情報の重要性は、利用者に対する最終的な影響あるいは潜在的な影響との関係においてのみ判断することができる。その結果、特定の大きさの特定の項目の重要性は、利用者が入手可能な会計情報およびその他の情報に依存する」(para.23)と説明されている。しかしながら、質的重要性に関するこれ以上の具体的な判断基準は、概念フレームワークにおいてもICAEWによる指針においても示されていない。

④ 小 括

以上において、一般に認められた会計基準の枠内における財務諸表の目的適合性への監査人の関与のあり方を、3つに類型化することによって検討した。3つの類型ごとに目的適合性に関する判断の要否およびその判断の複雑性は異なるものの、それらに共通する重要な点は、いずれの場合にも監査人が明示的に目的適合性の評価を意識することがないということである。すなわち、既存の会計基準の体系が適用され、その枠内で目的適合性の評価を行う場合には、監査人は、目的適合性についての判断を必要としないか、ある

いは必要としたとしてもそれは会計基準適用の適切性の問題という形で認識される。これに対して、次に取り上げる、会計基準の適用そのものが問題となる場合においては、財務諸表の目的適合性の評価が監査人によってより明示的に意識されることになる。

(2) 一般に認められた会計基準の適用そのものが問題となる場合における
関与

① ゴーイング・コンサーン問題への対応が求められる場合

一般に認められた会計基準の適用そのものが問題となる場合の種類の1つとして、ここではまず、財務諸表作成の前提の問題を取り上げて検討する。

財務諸表は、一般にゴーイング・コンサーンの前提に基づいて作成される。アメリカにおいては、ゴーイング・コンサーンの前提に基づいて財務諸表を作成することを明示的に指示する規定は存在しないが¹²、イギリスでは会社法第4附則において「会社はゴーイング・コンサーンとして事業を営むものと推認されなければならない」(para.10)と規定されている。さらに、FRS 18号(ASB, 2000)では、「エンティティは、(a)清算中であるか、営業をやめてしまっている場合、あるいは(b)その取締役には、当該エンティティを清算するか、営業をやめようしか現実的な選択肢がない場合を除いて、ゴーイング・コンサーン基準で財務諸表を作成しなければならない。」(para. 21)としている。

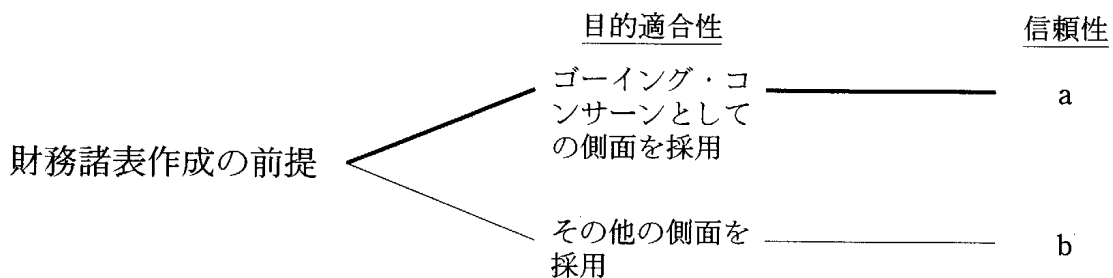
本論文の議論に照らすと、このように財務諸表を作成する際にゴーイング・コンサーンの前提を採用するのは、そうした前提を採用し、その観点からみた企業活動の諸側面を採用することが目的適合的であるからだと考えることができる。イギリスにおける概念フレームワーク(ASB, 1999)では、次のように、この点を明確に説明している。

12 アメリカでは、ゴーイング・コンサーンの前提に基づいて財務諸表を作成することを求める明文規定がないことを指摘したものとしては、安藤(1997)を参照されたい。

エンティティの財務的パフォーマンスおよび財政状態をみる際には多くの異なった観点（perspectives）がある。そして、採用される観点は、認識される資産および負債そしてその金額に重大な影響を与え得る。財務諸表の目的に照らすと、通常最も目的適合的な観点は、当該エンティティは予見可能な将来において営業を行う存在として継続するという仮定に基づいている。この観点は通常ゴーイング・コンサーンの仮定といわれる（para. 3.6）。

この説明から、特定の状況において、ゴーイング・コンサーンの前提を採用するか否かの判断は目的適合性についての判断であることがわかる。すなわち、特定の状況においてゴーイング・コンサーンとしての側面を採用することが目的適合的ではないと判断される場合には、その他の何らかの前提が採用されなければならないのである。この関係を図示すると次のとおりである。

図5 財務諸表作成の前提についての目的適合性と信頼性



この場合における財務諸表の目的適合性にかかる監査人の判断は、一般に認められた会計基準の体系の枠内でその適用の適切性を評価するという前述した類型に属するものではなく、ゴーイング・コンサーンの前提で体系化されている会計基準を適用すること自体が目的適合的な情報を提供する財務諸表をもたらすのかどうかを問題とするものである。わが国の監査基準では、「監査人は、継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切でない場合には、継続企業を前提とした財務諸表については不適正である旨の意見を表明」することを指示している。この場合の不適正意見の表明は、ゴーイン

グ・コンサーンの前提を採用した結果として作成された財務諸表がその選択された側面を忠実に表現していないという信頼性の評価に起因するのではなく、ゴーイング・コンサーンとしての側面を選択したこと自体が目的適合的ではないという評価に基づいている。

このように、監査人は、ゴーイング・コンサーン問題に直面した場合、より明示的に目的適合性の評価を求められることになる。財務諸表の作成に際していかなる前提を採用するかという判断は、ビジネス・リスクの評価、倒産リスクの評価と関係している。そして、これらのリスクは、単独のリスクとして存在しているのではなく、たとえば、追加的な資金調達にかかるリスク、デフォルトのリスク、営業活動からのキャッシュ・フローを創出する能力にかかるリスクといったさまざまなリスクから構成される複合的リスクである。監査人は、ゴーイング・コンサーンの前提を採用することが目的適合性を有する財務諸表をもたらすのかどうかという観点からこれらのリスクを評価することが必要とされているのである。ただし、監査人が、財務諸表の目的適合性の評価という観点から、経営者の策定する事業計画も加味しながらこれらのリスクをいかに評価し、その結果をいかに報告するのかということについては解決しなければならないさまざまな理論的、実務的、制度的問題が残されている¹³。

② 個別問題としての会計基準の適用（あるいは離脱）の是非が問題となる場合

前述したように、監査人がゴーイング・コンサーン問題に直面した場合に求められる目的適合性にかかる判断は、企業のゴーイング・コンサーンとし

13 福川（2004）では、ゴーイング・コンサーン問題に関して、監査人が監査報告書において情報提供を行う論理を、財務諸表の目的適合性の保証の観点から明らかにしている。また、先に言及した内藤（2001）が財務諸表の適正性に関する監査意見が財務諸表の特質としての信頼性だけではなく目的適合性も含めた財務諸表の投資意思決定有用性とかかわらしめる必要性を指摘しているのも、ここで取り上げたゴーイング・コンサーン問題のためである。なお、ゴーイング・コンサーンにかかる監査問題を理論的側面、実務的側面、制度的側面から包括的に議論したものとしては林（2005）を参照されたい。

ての側面を採用することが目的適合的であるかどうかという観点から、ゴーイング・コンサーンを前提として体系化されている会計基準を全体として適用することの是非を対象とするものである。これに対して、個別事象について、その会計処理に当たり、既存の会計基準を適用することの是非が問題となる場合がある。すなわち、会計基準からの離脱の問題として論じられるのがこれである。本論文の立場からこの問題を捉えると、ある事象に対して既存の会計基準を適用することから作成される情報が目的適合的でない場合があることを意味する。すなわち、会計基準のなかに目的適合的であるとして組み込まれている側面が現実の事象にそぐわず、会計基準で規定されている側面を採用すると結果として目的適合的ではない情報が作成されてしまう場合があるのである。

こうした場合においては、当該個別事象の会計処理に当たり、会計基準からの離脱が認められる（求められる）。たとえば、アメリカにおいては、AICPAの倫理規則（Ethics Rulings）において会計原則からの離脱が認められている（AICPA, 2001, ET Section 203）。また、イギリスにおいては、会社法規定に準拠することによって真実かつ公正な概観を示すことができない場合には、法規定からの離脱を要求している（第226条(5), 第227条(6)）。こうした会計基準からの離脱が実際に問題となった事例の数は少ないものの、それらは、財務諸表監査の役割および監査意見（適正表示あるいは真実かつ公正な概観）の意味を巡って、非常に大きな理論的、実務的影響を残している。以下では、いくつかの事例を挙げて簡単に紹介する。

たとえば、アメリカにおいて1960年代後半に起こったコンチネンタル・ベンディング・マシン社（Continental Vending Machine Corporation）事件では、財務諸表の注記の記載内容が問題となった¹⁴。監査人側は、問題となった注記は当時の一般に認められた会計原則に準拠しており、したがって、コ

14 コンチネンタル・ベンディング・マシン社事件の詳細については、鳥羽（1982）を参照されたい。

ンチネンタル社の財政状態を適正に表示していると主張した。これに対して、裁判所は、一般に認められた会計原則への準拠は財務諸表の適正表示の必要条件ではあるが必要十分条件ではないとの見解を示した。すなわち、ここでは、「裁判所が監査報告書の利用者の立場から一つの新しい解釈を下した」（鳥羽，1983，p.105）のである。ここで示された見解を本論文の趣旨に沿って今日的に解釈すると、財務諸表の適正表示概念は、会計基準準拠性を含みながらもそれよりも広い意味をもつ。すなわち、財務諸表の適正表示にかかる判断には、会計基準準拠性とは独立に、財務諸表が利用者にとって目的適合的なものであるかどうかの判断が求められることを示唆しているといえる。

また、イギリスにおける1981年のアーガイル・フーズ社（Argyll Foods）事件では、財務諸表が真実かつ公正な概観を示しているかどうか法的に争われた¹⁵。アーガイル・フーズ社は、1979年12月期に、その時点で法的には子会社ではないある会社の貸借対照表を連結した。当時、両社は合併を協議しており、1980年3月に出資資本に対する提案がアーガイル・フーズ社によってなされ、後に受け入れられた。両社は同一人物によって経営されており、合併交渉は広くみれば、形式的手続にすぎないとみなされたのである。問題は、1948年会社法の規定（第150条および第154条）と当時の会計基準（SSAP 14）の規定に反した財務諸表が真実かつ公正な概観を示しているかどうかであった。当該財務諸表にかかる監査報告書において、監査人は、その会計処理が1948年会社法の第150条と第154条および会計基準（SSAP 14）に反していることを認める一方で、当該財務諸表が真実かつ公正な概観を示しているという監査意見を表明した。これに対して、裁判所は、当該財務諸表が真実かつ公正な概観を示していないという判断を下した。しかし、下級裁判所においてのみ審問されたため法的に拘束力のある判例とはなっていない。この事件では、当時の会計基準のもとで連結してはならない会社を連結

15 アーガイル・フーズ社事件の詳細については、Ashton (1986)を参照されたい。

の範囲に含めたことの是非が問われたのであるが、監査人はこの会社の実質がすでに子会社に該当するとして、これを連結の範囲に含めることによって真実かつ公正な概観を示す財務諸表がもたらされると判断したのである。すなわち、この事件は、監査人が財務諸表の目的適合性の評価を行っていたことを示している。

さらに、わが国でも、昭和シェル石油株式会社の1992年度決算において、為替先物予約にかかる含み損を、当時の会計基準のもとでは求められていないにもかかわらず開示し、監査人はそれに対して特記事項を付して適正意見を表明したというケースがある¹⁶。これもまた、認識された企業活動の側面をどのように表示・開示するのかという信頼性に関する判断ではなく、企業活動のどの側面を会計プロセスにおいて認識するのかという目的適合性に関する判断が監査人によって行われたケースといえよう。

③ 小 括

ここでは、既存の会計基準の適用そのものの是非が問題となる場合における目的適合性への監査人の関与のあり方を、ゴーイング・コンサーン問題に直面する場合と個別問題としての会計基準の適用の是非が問題となる場合に類型化して検討した。これら両者の類型に共通するのは、目的適合性に関する判断が(それが目的適合性に関する判断であると認識されなくても)監査人に明示的に求められるという点である。また、監査人が実際にそうした判断を行っているという事実も重要である。このことは、財務諸表監査の役割を財務諸表の信頼性の保証として捉え、会計基準準拠性との関係を強調する枠組みのもとでは適切に理解し、位置づけることができなかった監査人の判断を、財務諸表の目的適合性の保証という考え方を導入することによって適切に整理することができる可能性があることを示している。

16 昭和シェル石油株式会社のケースの詳細については、鳥羽(1996)を参照されたい。

5. む す び

本論文では、財務諸表監査が財務諸表の目的適合性と信頼性を保証することの意味を特に目的適合性に関する判断に焦点を当てて検討するとともに、目的適合性の保証への監査人の関与の類型化を行った。すなわち、目的適合性の保証への監査人の関与のあり方を、会計基準の枠内での関与と会計基準の適用そのものが問題となる場合における関与とに大別し、それぞれを求められる判断の性質および局面の点からさらに細分した。

目的適合性の保証への監査人の関与のあり方についてのこのような類型化は、財務諸表監査の役割についての従来の議論のなかではその意義を適切に説明することのできなかつた監査人の判断を適切に理解する上で重要な意味をもつ。

特に、目的適合性に関しての明示的な判断が監査人に求められる、会計基準の適用自体の是非が問題となる場合において、監査人が具体的にどのような判断をどのようにして行うのか、またそうした判断を行う際に監査人はどのような問題に直面するのかといった問題は非常に興味深い問題である。

たとえば、個別問題としての会計基準の適用（あるいは離脱）の是非が問題となる場合の検討において取り上げたいくつかの事例についての研究は行われているものの、それらはもっぱら財務諸表の適正表示あるいは真実かつ公正な概観と会計基準準拠性の関係の問題として捉えられてきた。こうした事例を、本論文で示した目的適合性の保証という観点から再度分析し、そこで行われた監査人の判断の内容を再検討する必要があるだろう。この点については稿を改めて論じることとしたい。

<参考文献>

- Accounting Standards Board (1991). The objective of financial statements and the qualitative characteristics of financial information. *Statement of Principles 1 Exposure Draft*.
- Accounting Standards Board (1999). *Statement of Principles for Financial Reporting*.
- American Institute of Certified Public Accountants (1996). *Report of the Special Committee on Assurance Services*. American Institute of Certified Public Accountants.
- American Institute of Certified Public Accountants (2001). *AICPA Professional Standards Volume 2*.
- Accounting Standards Board (2000). Accounting policies. *Financial Reporting Standard 18*.
- Auditing Practices Board (1995). Materiality and the audit. *Statement of Auditing Standards 220*.
- Ashton, R. K. (1986). The Argyll Foods case. A legal analysis. *Accounting and Business Research*. Vol.17, No.65. pp.3-12.
- Financial Accounting Standards Board (1978). Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises. *Statements of Financial Accounting Concepts 1*.
- Financial Accounting Standards Board (1980). Qualitative Characteristics of Accounting Information. *Statements of Financial Accounting Concepts 2*.
- Hatherly, D. (1982). Accounting and Auditing Standards: Why They Are Inconsistent. *Accounting and Business Research*. Vol.12, No.46. pp.136-140.
- International Accounting Standards Committee (1989). *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*.
- Lee, T. A. (1993). *Corporate Audit Theory*. Chapman & Hall.
- McBarnet, D. and C. Whelan (1991). The Elusive Spirit of the Law: Formalism and the Struggle for Legal Control. In J. Freedman and M. Power (eds.), *Law and Accountancy: Conflict and Co-operation in the 1990s*. Paul Chapman. pp.80-105.
- Nobes, C. W. (2005). Rule-Based Standards and the Lack of Principles in Accounting. *Accounting Horizons*. Vol.19, No.1. pp.25-34.
- The Institute of Chartered Accountants in England and Wales (1997). The Interpretation of Materiality in Financial Reporting. *Members Handbook Statement 2.401*.
- 安藤英義 (1997) 「ゴーイング・コンサーンと会計基準」 会計人コース, 第32巻第7号, 25-33頁.

- 奥西康宏 (2001) 「会計上の見積りの監査手続の性格 — 主観的要因からの整理 — 」修道商学, 第41巻第2号, 181-202頁.
- 企業会計基準委員会 (2004) 「討議資料『財務会計の概念フレームワーク』」基本概念ワーキング・グループ, 企業会計基準委員会.
- 高田正淳 (1980) 「財務諸表監査の課題と理論構造」, 黒澤清総編集, 高田正淳責任編集『体系近代会計学Ⅹ 財務諸表の監査』中央経済社, 第1章.
- 鳥羽至英 (1982) 「監査訴訟事例研究 I 」専修商学論集第33号, 93-107頁.
- 鳥羽至英 (1996) 「為替先物予約含み損事件 — 昭和シェル石油株式会社と鹿島石油株式会社のケース — 」監査役, 第363号, 15-51 (397-433) 頁.
- 鳥羽至英 (1998) 「市場経済における公認会計士監査の役割 — 改革のための1つの展望」, 伊藤邦雄・上村達男編著『会計ビッグバン 会計と法 — 会計・商法・証券取引法・税制等の方向』中央経済社, 第1部第10章.
- 鳥羽至英 (2000) 『財務諸表監査の基礎理論』国元書房.
- 内藤文雄 (2001) 「ゴーイング・コンサーン監査と21世紀の監査像」企業会計, 第53巻第1号, 89-96頁.
- 内藤文雄 (2005) 「投資意思決定有用性と実質的会計・監査判断の客観性」會計, 第167巻第2号, 33-54 (185-206) 頁.
- 日本公認会計士協会 (1974) 「重要性の判断基準について」監査委員会報告第17号.
- 日本公認会計士協会 (2002) 「会計上の見積りの監査」監査基準委員会報告書第13号 (平成14年最終改訂).
- 日本公認会計士協会 (2004) 「監査リスクと監査上の重要性」監査基準委員会報告書第5号 (平成16年最終改訂).
- 林隆敏 (2005) 『継続企業監査論 ゴーイング・コンサーン問題の研究』中央経済社.
- 福川裕徳 (2002) 「財務諸表の信頼性 — 会計における意味と監査における意味 — 」経営と経済 (長崎大学経済学会), 第82巻第3号, 177-200頁.
- 福川裕徳 (2004) 「監査が保証する財務諸表の質 — 目的適合性の保証と情報提供の論理 — 」会計プロGRESS, 第4号, 46-58頁.